

第1問

(解答)

ア

(解説)

2024年版中小企業白書 付属統計資料11表 業種別の開廃業率の推移(事業所ベース、年平均)に関する問題である。

総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」に基づく2015年～2021年における業種別等の開廃業率(単位:%)は下記のとおりである。(付属統計資料11表)

11表 業種別の開廃業率の推移(事業所ベース、年平均)

(単位:%)

年		01~04	04~06	06~09	09~12	12~14	14~16	15~21
非一次産業全体	開業率	4.2	6.4	2.6	1.9	6.5	5.0	4.7
	廃業率	6.4	6.5	6.4	6.3	6.6	7.6	5.5
製造業	開業率	2.2	3.4	1.2	0.7	3.4	2.4	2.7
	廃業率	5.7	5.4	5.8	5.7	5.5	6.2	4.4
卸売業	開業率	3.9	5.6	2.1	1.3	6.2	4.4	4.3
	廃業率	7.0	6.4	6.6	5.9	6.8	7.1	5.2
小売業	開業率	3.9	5.7	2.3	2.2	6.4	5.5	3.8
	廃業率	6.7	6.8	7.1	6.6	7.7	8.3	6.2
サービス業	開業率	4.4	6.4	2.3	1.7	6.5	4.5	5.8
	廃業率	5.5	5.9	4.9	5.9	5.4	6.8	4.5

2014年～2016年、2015年～2021年の開業率・廃業率を比較すると、全ての業種で廃業率は減少傾向、開業率は製造業とサービス業が増加するものの小売業が大幅に減少している。

上表より、空欄Aには「4.7」、空欄Bには「5.5」が入り、正解はアである。

第2問

(解答)

イ

(解説)

2024年版中小企業白書 付属統計資料15表 中小企業（法人企業）の経営指標（2022年度）に関する問題である。

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）」に基づく2022年の経営指標は下記のとおりである。（付属統計資料15表）

産業	財務項目					
	自己資本当期純利益率 (ROE)	売上高経常利益率	総資本回転率	自己資本比率	財務レバレッジ	付加価値比率
全業種	11.50	4.29	1.00	41.71	2.40	26.09
製造業	10.27	5.09	0.96	46.39	2.16	29.66
卸売業	10.14	2.69	1.70	42.60	2.35	10.83
小売業	30.09	2.55	1.68	35.06	2.85	19.92
宿泊業、飲食サービス業	4.11	1.26	0.96	16.16	6.19	45.86

ア 不適切。小売業の付加価値比率は、宿泊業・飲食サービス業、全業種平均より下回っている。

イ 適切。卸売業の自己資本比率（42.60%）は、小売業、全業種平均より上回っている。

ウ 不適切。製造業では、売上高経常利益率、自己資本比率は小売業、宿泊業・飲食サービス業を上回っているが、付加価値比率は、宿泊業・飲食サービス業を下回っている。

エ 不適切。宿泊業・飲食サービス業では、売上高経常利益率は全業種平均を下回っているが、付加価値比率は全業種平均を上回っている。

オ 不適切。小売業では、売上高経常利益率、自己資本比率ともに全業種平均を下回っている。

第3問

(設問1)

(解答)

ア

(解説)

下請代金支払遅延等防止法の親事業者の義務に関する問題である。

<親事業者(発注者)の義務>

① 書面の交付の義務

発注に際しては、直ちに、給付の内容、給付を受領する期日等を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

② 書類の作成・保存の義務

下請事業者に対して製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類を作成し、2年間保存しなければならない。

③ 支払期日を定める義務

物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)から起算して60日以内の出来る限り短い期間内において、下請事業者との合意の下に下請代金を支払う期日を定めなければならない。

④ 遅延利息の支払いの義務

支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じて遅延利息(未払金額に年率14.6%を乗じた額)を支払わなければならない。

ア 適切。書面を交付する義務。

イ 不適切。支払期日までに下請代金を支払わなかったとき、物品等を受領した日から60日を経過した日から実際に支払する日までの遅延利息の支払義務。

ウ 不適切。下請代金を60日以内の出来るだけ短い期間内において、支払日を定める義務。

エ 不適切。書類の作成・2年間保存義務。

(設問2)

(解答)

ア

(解説)

下請代金支払遅延等防止法の親事業者の禁止事項に関する問題である。

<親事業者の禁止事項>

- ① 受領拒否の禁止（役務提供委託については除外）
- ② 下請代金の支払遅延の禁止
- ③ 下請代金の減額の禁止
- ④ 返品 of 禁止（役務提供委託については除外）
- ⑤ 買ったたきの禁止
- ⑥ 物の購入・利用強制の禁止
- ⑦ 報復措置の禁止
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨ 割引困難な手形の交付の禁止
- ⑩ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

受領前のやり直しは禁止事項にない。ただし、下請業者に責任がないのに、受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

従って、正解はアである。

第4問

(設問1)

(解答)

イ

(解説)

個人版事業承継税制の内容に関する問題である。

	法人版(特例措置)	個人版
事前の計画策定	特例承継計画の提出 〔2018年4月1日から 2026年3月31日まで〕	5年以内の個人事業承継計画の提出 〔2019年4月1日から 2026年3月31日まで〕
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔2018年1月1日から 2027年12月31日まで〕	10年以内の贈与・相続等 〔2019年1月1日から 2028年12月31日まで〕
対象資産	非上場株式等	特定事業用資産
納税猶予割合	100%	100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	原則、先代一人から後継者一人 ※一定の場合、同一生計親族等からも可
贈与要件	一定数以上*の株式等を贈与すること ※後継者一人の場合、原則2/3以上など	その事業に係る特定事業用資産のすべてを贈与すること
雇用確保要件	あり(特例措置は弾力化)	雇用要件なし
経営環境変化に対応した減免等	あり	あり ※後継者が重度障害等の場合は免除
円滑化法認定の有効期限	最初の申告期限の翌日から5年間	最初の認定の翌日から2年間

出所：経済産業省 経営承継円滑化法【個人版事業承継税制の前提となる経営承継円滑化法の認定申請マニュアル】令和6年4月改訂版

ア 不適切。個人事業承継計画は、先代事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出する。

イ 適切。対象となる事業用資産に係る贈与税・相続税を100%猶予することができる。

ウ 不適切。親族外の承継も対象である。

エ 不適切。原則、先代一人から後継者一人。

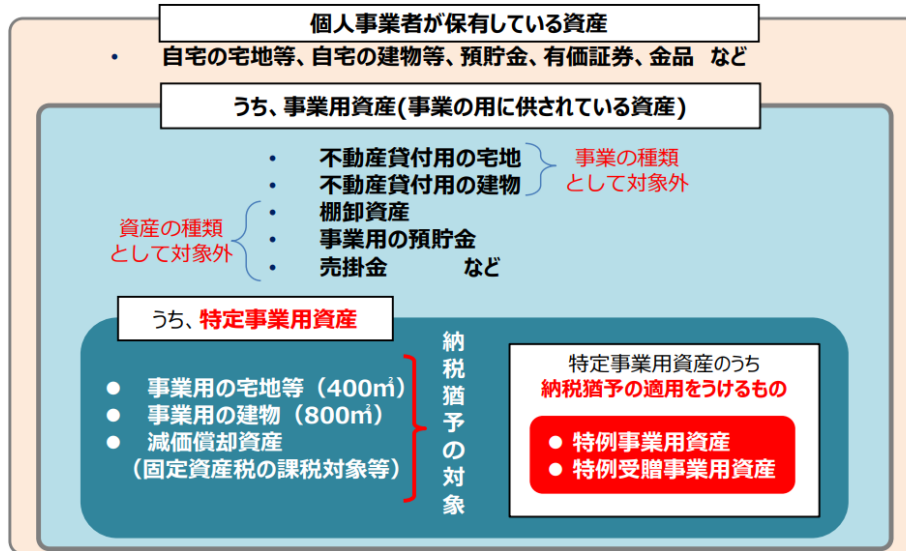
(設問 2)

(解 答)

エ

(解 説)

個人版事業承継税制 納税猶予の対象となる特定事業用資産に関する問題である。



出所：経済産業省 経営承継円滑化法【個人版事業承継税制の前提となる経営承継円滑化法の認定申請マニュアル】令和 6 年 4 月改訂版

ア 適切。事業用の住宅等（400㎡）。

イ 適切。事業用の建物（800㎡）。

ウ 適切。機械装置・器具备品などの事業用資産（減価償却資産）。

エ 不適切。棚卸資産は特定事業用資産の対象外である。